

令和6年度 岐阜市サービス提供事業所研修会

ひきこもり相談室について

福祉政策課 ひきこもり相談室

「ひきこもり」とは

さまざまな要因の結果として、
社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）
を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね
家庭にとどまり続けている現象概念

厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(2010)による定義

「ひきこもり」とは

現象や状態像であって、その人そのものではない

例えば、〇〇で「ひきこもり状態にある人」、
〇〇により「ひきこもり状態を選んだ人」、
〇〇のため「ひきこもらざるを得ない状態」など

本人は“生きるため”にひきこもり状態にならざるを得ない
いつか元気になって、自分もできることをしたい、
働きたい、活躍したいなどと思っている。

ひきこもっている間、悩み、考え、苦しんでいる。

“生きるため”のエネルギーを貯めている「充電期間」

ひきこもりの状態にある人の数

対象	2010	2015	2018	2022
15～39歳	69.6万人 (1.79%)	54.1万人 (1.57%)		2.05%
40～64歳			61.3万人 (1.45%)	2.02%
15～64歳			115.4万人 (65人に1人)	146万人 (50 人に 1 人)
		男性63.3% 女性36.7%	男性 76.6% 女性23.4%	40～64歳 女性 が 半数を上回る これまで家事手伝いと されていた女性が...

内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」(2010)・「若者の生活に関する調査」(2015)
「生活状況に関する調査」(2018)・「こども・若者の意識と生活に関する調査」(2022)

ひきこもり相談室について

- 令和5年4月に
福祉部福祉政策課内に設置
(平成23年からひきこもり総合相談窓口を
担っていた保健所地域保健課の事業を引き継ぐ)

➡ より相談しやすい環境整備

- 室長、保健師、精神保健福祉相談員の3人体制



ひきこもり相談室の役割について

- ひきこもりの状態にあるご本人やご家族の相談

＜相談方法＞ 面談、電話、メール、訪問、zoomによるオンライン相談

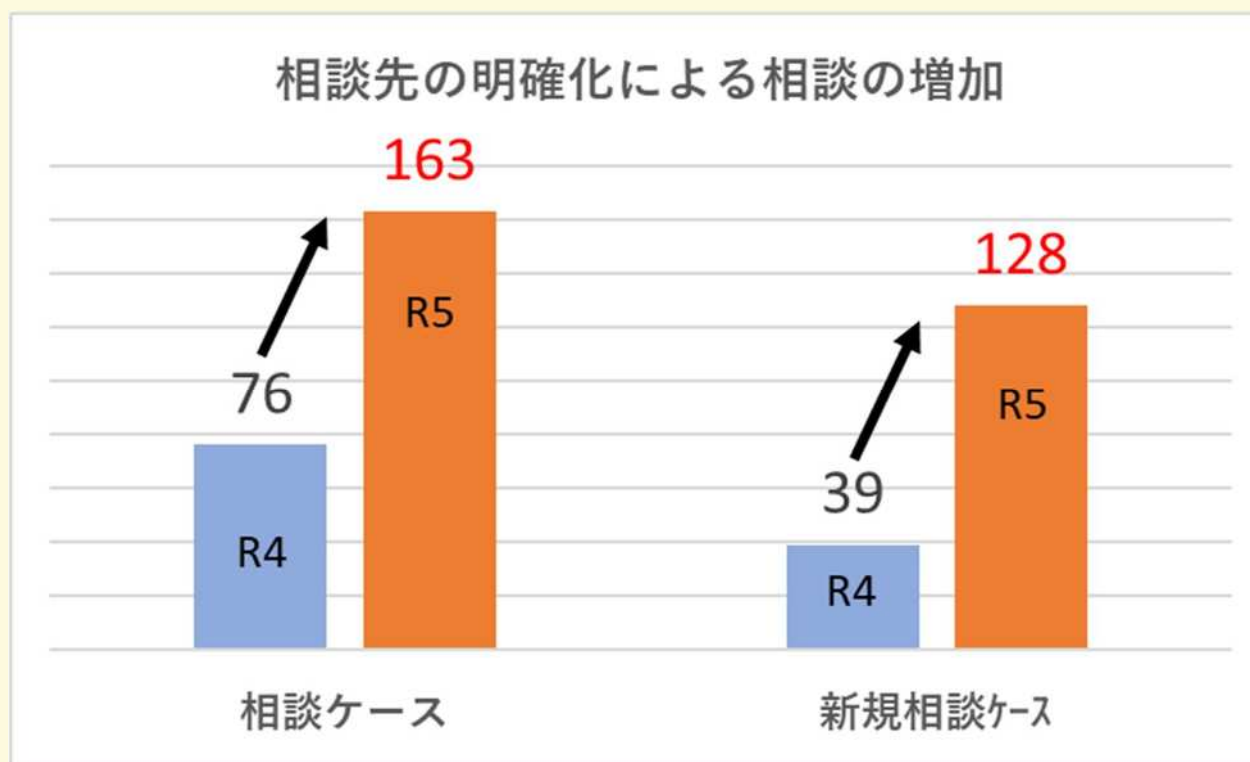
出前相談など・・・相談しやすい環境整備のため、様々な選択肢を用意

- 関係機関との連携

- ひきこもり家族の集い「ほっとcafé」
- 精神科医による家族相談
- 精神科医による支援者向けスーパーバイズ
- 市民向け、支援者向けの講演会
- ひきこもり支援連携会議の設置と開催

ひきこもり相談室のデータ①

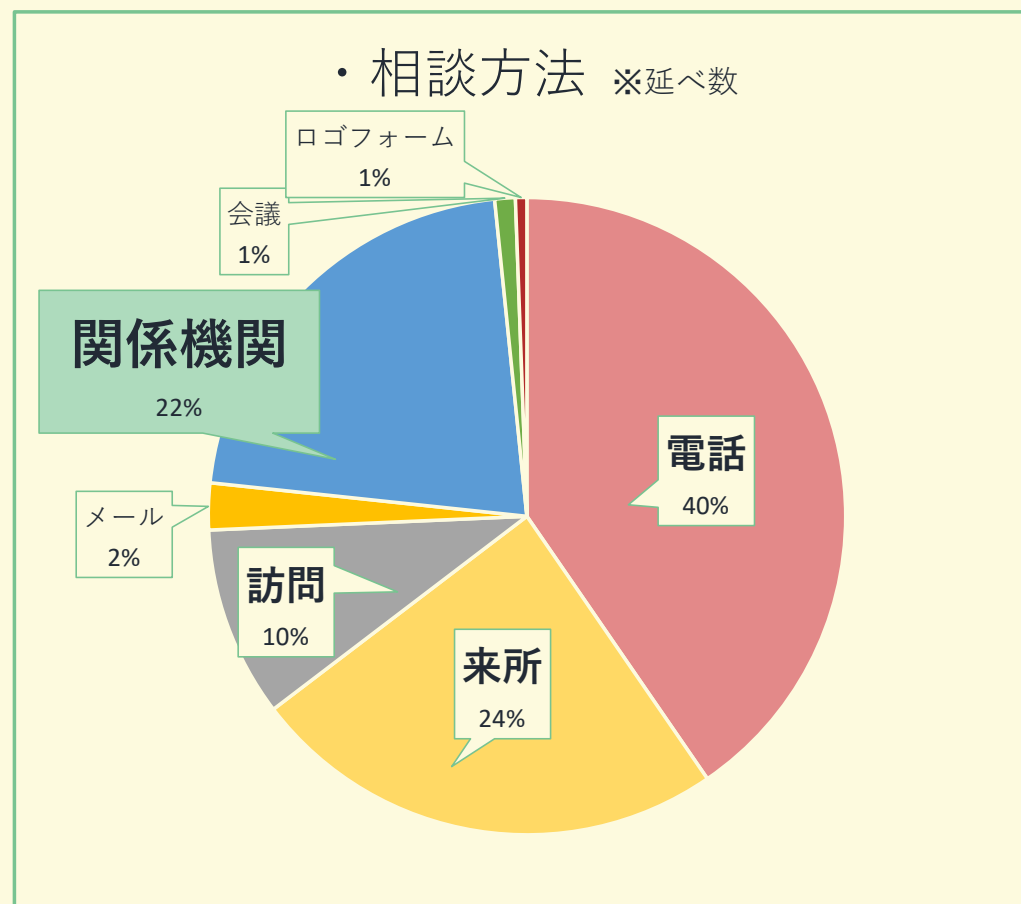
令和5年度分



延べ相談件数：673

ひきこもり相談室のデータ②

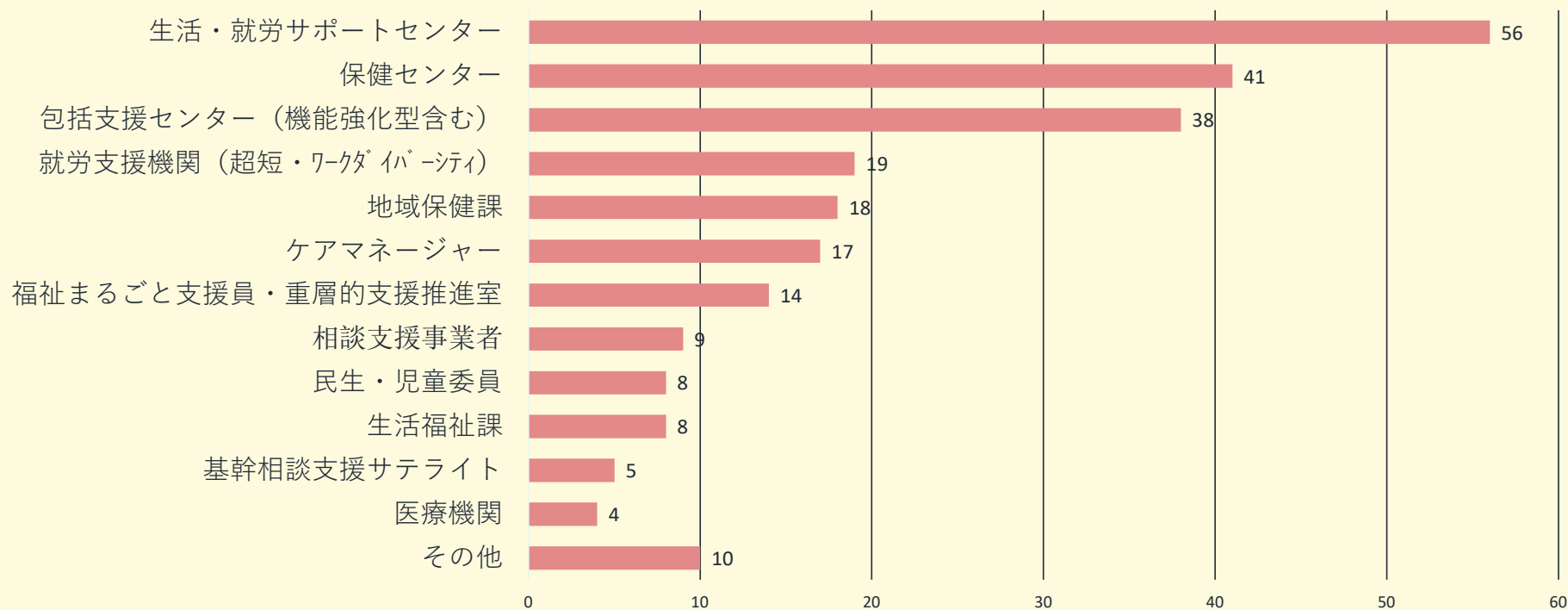
令和5年度分



ひきこもり相談室のデータ③

令和5年度分

・ 関係機関との連携（訪問、来所、連絡調整、支援会議等）※延べ数



ひきこもり相談室

058-214-3703

(平日 8時45分～17時30分)

✉ hikikomori-soudan@city.gifu.gifu.jp

- ご本人はもちろん、ご家族からの相談もお待ちしています。
- 年齢制限はありません。
- 秘密厳守で対応しておりますので、安心してご相談ください。
- 相談方法について、来庁による面談はもちろん、電話やメール、zoomによるオンライン相談、出前相談、訪問など、あなたに合った方法をお選びいただけます。
- 相談の申し込みにはオンライン申請もご利用いただけます。

